

— お客さまへ —

この書面は、保険契約にともなう大切なことがらを記載した「ご契約のしおり」の抜粋です。必ずご一読ください。後日「ご契約のしおり／約款」をお送りしますので、再度ご確認ください。お申付けいただければ事前にお送りします。また、当社ウェブサイト (<https://www.orixlife.co.jp/>) にも掲載しています。ご不明な点は、パンフレット記載のフリーダイヤルまでお問い合わせください。

契約に際して

「特に重要な事項のお知らせ—注意喚起情報—」もあわせてご確認ください。

■告知義務

●告知とは

お申込みまたは復活などの際、保険契約者と被保険者から過去の傷病歴（傷病名・治療期間等）、現在の健康状態、身体の障害状態、職業など、当社がおたずねすることがらについて、お知らせいただくことです。

●告知の方法について

当社所定の「告知書」に、事実をありのままに、正確に、もれなくご記入ください。

■正しく告知しなかった場合

●告知義務違反による保険契約または特約の解除

告知いただくことがらは、告知書に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知しなかった場合、または正しくないことを告知した場合には、責任開始日（復活日および特約の中途付加日を含みます。以下同じ。）から2年以内であれば、当社は「告知義務違反」として保険契約または特約を解除することがあります。

責任開始日から2年経過後でも、給付金等の支払事由または保険料の払込免除事由が2年以内に生じていた場合には保険契約または特約を解除することがあります。

告知にあたり、生命保険募集人が、告知をすることを妨げた場合、または告知をしないことや事実でないことを告げることを勧めた場合には、当社は保険契約または特約を解除することはできません。ただし、生命保険募集人のこうした行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、当社は保険契約または特約を解除することができます。

■申込手続き

●申込書・告知書は、保険契約者および被保険者ご自身で記入してください。

●当社の社員・生命保険募集人（当社の生命保険代理店、カスタマーサービスセンターなどで対応させていただく者を含みます）は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介（取次ぎ等）を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。

■保障の開始時期（責任開始）

「特に重要な事項のお知らせ—注意喚起情報—」（**5**責任開始時（日）について）をご確認ください。

■保険証券の送付

保険契約の申込み承諾後に保険証券を送ります。保険証券

に書いてあることがら、お申込みの内容と相違していないかお確かめください。万一、お申込みの内容と相違しているときは、すみやかに「カスタマーサービスセンター」へご連絡ください。

■特別条件付による引受

●当社では、保険契約者間の公平性を保つために、お客さまの身体の状態すなわち給付金等のお支払いが発生するリスクに応じてお引受けの判断をしております。

●以下の条件をつけてお引受けする場合があります。

【特定障害不担保特約】

・視力障害を不担保とした場合

当社が指定した「視力障害」に該当した場合「保険料の払込免除」をしません。

・聴力障害を不担保とした場合

当社が指定した「聴力障害」に該当した場合「保険料の払込免除」をしません。

【特定疾病・特定部位不担保】

この条件を付加した場合には、当社が指定した特定疾病または特定部位について、不担保期間中に疾病入院給付金、手術給付金、女性入院給付金、先進医療給付金、先進医療一時金、入院一時金、通院治療支援一時金またはがん通院給付金の支払事由に該当しても、お支払いしません。

■詐欺による取消および不法取得目的による無効

●つぎの場合には保険契約または特約を取消または無効とし、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

・保険契約者、被保険者または給付金等の受取人の詐欺により保険契約・特約の締結または復活が行われた場合

・保険契約者が給付金等を不法に取得する目的または他人に給付金等を不法に取得させる目的をもって保険契約・特約の締結または復活を行った場合

■現在の契約を解約して新たな保険に見直す場合

現在ご契約の生命保険契約を解約、減額するときには、一般的に保険契約者にとって不利益となります。詳しくは「特に重要な事項のお知らせ—注意喚起情報—」（**3**現在の生命保険契約を解約または減額し、新たな保険に契約し直す場合について）をご確認ください。

契約後

■保険料の払込方法

●保険料は払込期月中につぎの方法で当社へ払い込んでください。

①口座振替で払い込んでいただく場合（年払、半年払、月払）当社および当社が委託している振替代行会社が提携している金融機関等に開設された保険契約者の指定の口座から、保険料が自動的に当社の口座に振り替えられます。

なお、複数の保険契約の指定口座が同一の場合、すべての保険契約の保険料が合算されて振り替えられます。

【預金残高不足等の理由で振替えできなかった場合】

翌月の振替日につきの金額を再度振り替えます。

- ・月払の保険契約は2か月分
- ・年払・半年払の保険契約は同一金額

②クレジットカードにより払い込んでいただく場合（年払、半年払、月払）

- ・クレジットカード払特約を付加した場合、クレジットカード会社を通じて、当社に保険料が払い込まれます。
- ・クレジットカードの有効性等の確認ができなかった場合、保険契約者にその旨通知しますので、保険料の払込方法（経路）の変更手続きを行ってください。

●保険料の払込方法の変更について

払込方法（経路）、回数（年払、半年払、月払）、振替口座または金融機関の変更を希望する場合は、すみやかに「カスタマーサービスセンター」へお申し出ください。

払込方法の変更について申し出があった場合、当社は所定の事務手続きを経て、新たな払込方法に変更します。

この場合、新たな払込方法に変更されるまでの間の保険料は、直接、当社へ払い込んでください。

●保険料の前納について

契約時または契約後に、将来の保険料をあらかじめまとめて払い込んでいただくことを保険料の前納といいますが、現在は取扱いしておりません。

●保険料の払込みが不要となった場合の取扱いについて

保険料の払込方法（回数）が年払・半年払の保険契約の場合、保険料の払込みが不要となったときは、つぎのような取扱いとなります。

・保険料を払い込んでいただいた後に、保険契約の消滅等*1により、保険料の払込みが不要となった場合は、つぎの額をお支払いします。

【お支払いする額】

すでに払い込まれた保険料*2のうち、保険料の払込みが不要となった日の翌日以後最初に到来する月ごとの応当日からその月ごとの応当日の属する保険料期間*3の末日までの月数に対応する保険料相当額

*1 保険契約の消滅等には、保険契約または付加されている特約の消滅、減額等を含みます。

*2 保険料の一部の払込みを要しなくなった場合は、その払込みを要しなくなった部分に限ります。

*3 保険料期間とは、保険料の払込方法（回数）に応じて、それぞれの応当日からその翌応当日の前日までの期間をいいます。

主契約の給付金について特に注意していただきたい点

入院給付金のお支払いについて、特に注意していただきたい点を以下に例示します。

<例①>

交通事故で開放骨折をして、その入院の際に肺炎が判明した場合



【解説】

疾病入院給付金と災害入院給付金の支払事由が重複する場合には、災害入院給付金が支払われる期間については、疾病入院給付金はお支払いしません。

<例②>

交通事故で開放骨折をして入院、その後に肺炎が判明し、継続して入院した場合

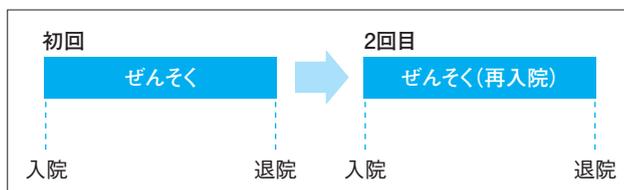


【解説】

災害入院給付金が支払われる期間中に病気による治療を開始した場合、災害入院給付金が支払われる期間が終了した日の翌日から、疾病入院給付金の支払事由に該当する入院をしている間の疾病入院給付金をお支払いします。

<例③>

ぜんそくで2回以上の入院をした場合



【解説】

2回以上入院をした場合でも、「それぞれの入院の原因が同一」もしくは「それぞれの入院の原因に医学上重要な関係がある」場合には、2回以上の入院を1回の入院とみなします（併発している原因を含みます）。当社が1回の入院とみなした場合、2回目以降の入院日数も通算して取り扱います。その結果、1入院の支払限度日数を超過する入院については、入院給付金をお支払いしません。

ただし、入院給付金の支払われた最終の入院の退院日の翌日（災害入院の場合は事故の日）からその日を含めて181日目以降に開始した入院については、新たな入院とみなします。

別表8 対象となる女性特定疾病

I. 対象となる女性特定疾病とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に基づく、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10 2003年版準拠」に記載された分類項目中、下記の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

女性特定疾病の種類	分類項目	基本分類コード
1. がん	(1) 口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00～C14
	(2) 消化器の悪性新生物	C15～C26
	(3) 呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30～C39
	(4) 骨および関節軟骨の悪性新生物	C40～C41
	(5) 皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物	C43～C44
	(6) 中皮および軟部組織の悪性新生物	C45～C49
	(7) 乳房の悪性新生物	C50
	(8) 女性生殖器の悪性新生物	C51～C58
	(9) 腎尿路の悪性新生物	C64～C68
	(10) 眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69～C72
	(11) 甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73～C75
	(12) 部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76～C80
	(13) リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81～C96
	(14) 独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97
	(15) 上皮内新生物	D00～D09
	(16) 真正赤血球増加症<多血症>	D45
	(17) 骨髄異形成症候群	D46
	2. 甲状腺の疾患	(18) リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物（D47）のうち、 ・慢性骨髄増殖性疾患 ・本態性（出血性）血小板血症
(19) 良性新生物（D10～D36）中の ・甲状腺の良性新生物		D34
	(20) 性状不詳または不明の新生物（D37～D48）中の 内分泌腺の性状不詳または不明の新生物（D44）中の ・甲状腺	D44.0

女性特定疾病の種類	分類項目	基本分類コード	
2. 甲状腺の疾患	(21) 甲状腺障害（E00～E07）中の ・ヨード欠乏による甲状腺障害および類縁病態 ・無症候症ヨード欠乏性甲状腺機能低下症 その他の甲状腺機能低下症（E03）中の ・薬剤およびその他の外因性物質による甲状腺機能低下症 ・感染後甲状腺機能低下症 ・甲状腺萎縮（後天性） ・粘液水腫性昏睡 ・その他の明示された甲状腺機能低下症 ・甲状腺機能低下症、詳細不明 ・その他の非中毒性甲状腺腫 ・甲状腺中毒症〔甲状腺機能亢進症〕 ・甲状腺炎 その他の甲状腺障害（E07）中の ・カルシトニンの分泌過剰 ・その他の明示された甲状腺障害 ・甲状腺障害、詳細不明	E01 E02 E03.2 E03.3 E03.4 E03.5 E03.8 E03.9 E04 E05 E06 E07.0 E07.8 E07.9	
	(22) その他の内分泌腺障害（E20～E35）中の 他に分類される疾患における内分泌腺障害（E35）中の ・他に分類される疾患における甲状腺障害	E35.0	
	(23) 代謝障害（E70～E90）中の 治療後内分泌および代謝障害、他に分類されないもの（E89）中の ・治療後甲状腺機能低下症	E89.0	
	3. 乳房および女性生殖器疾患	(24) 乳房の障害	N60～N64
		(25) 女性骨盤臓器の炎症性疾患	N70～N77
		(26) 女性生殖器の非炎症性障害	N80～N98
		(27) 腎尿路生殖器系の処置後障害、他に分類されないもの（N99）中の ・（手）術後腔癒着 ・子宮切除後腔（壁）脱 ・処置後骨盤腹膜癒着 ・腎尿路生殖器系のその他の処置後障害	N99.2 N99.3 N99.4 N99.8
	4. 妊娠、分娩および産じょくの合併症	(28) 流産に終わった妊娠	O00～O08
		(29) 妊娠、分娩および産じょくにおける浮腫、たんぱく尿および高血圧性障害	O10～O16
		(30) 主として妊娠に関連するその他の母体障害	O20～O29
(31) 胎児および羊膜腔に関連する母体ケアならびに予想される分娩の諸問題		O30～O48	
(32) 分娩の合併症		O60～O75	
(33) 分娩（ただし、単胎自然分娩（O80）は除く）		O81～O84	
(34) 主として産じょくに関連する合併症		O85～O92	
(35) その他の産科的病態、他に分類されないもの	O95～O99		

女性特定疾病の種類	分類項目	基本分類コード
5. 乳房または女性性器の良性新生物または性質不詳の新生物	(36) 良性新生物 (D10～D36) 中の ・乳房の良性新生物 ・子宮平滑筋腫 ・子宮のその他の良性新生物 ・卵巣の良性新生物 ・その他および部位不明の女性生殖器の良性新生物	D24 D25 D26 D27 D28
	(37) 性状不詳または不明の新生物 (D37～D48) 中の ・女性生殖器の性状不詳または不明の新生物 ・腎尿路の性状不詳または不明の新生物 その他および部位不明の性状不詳または不明の新生物 (D48) 中の ・乳房	D39 D41 D48.6

II. 上記 I において「悪性新生物」または「上皮内新生物」とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学 第3版」中、新生物の性状を表す第5桁コードが下記のものとなります。

第5桁性状コード	
/ 2	……上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非侵襲性
/ 3	……悪性、原発部位
/ 6	……悪性、転移部位 悪性、続発部位
/ 9	……悪性、原発部位又は転移部位の別不詳

(注1) 上記 I の厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、新たな分類が施行された場合で、上記 I に掲げる疾病以外に新たに「がん」、「甲状腺の疾患」、「乳房および女性性器疾患」、「妊娠、分娩および産じょくの合併症」または「乳房または女性性器の良性新生物または性質不詳の新生物」に分類された疾病があるときには、その疾病を対象となる女性特定疾病に含めます。

(注2) 上記 II の厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学」において、新たな分類が施行された場合で、あらたに新生物の性状を表す第5桁性状コードが悪性または上皮内新生物に分類された疾病があるときには、その疾病を対象となるがんに含めます。

お客様の個人情報の取扱いについて

プライバシー・ポリシーについて

オリックス生命保険株式会社（以下、「当社」といいます。）は、お客様の個人情報保護の重要性に鑑み、「個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」といいます。）」、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「マイナンバー法」といいます。）」、その他の諸法令等を遵守すべく、従業者等に対する教育・指導を徹底し、個人情報を適正に取扱い、安全性・正確性・機密性の確保に努めてまいります。

1. 個人情報の利用目的

当社は、お客様の個人情報を、次の目的の範囲内でのみ利用し、それ以外の目的には利用しません。

なお、この利用目的の範囲を超えて取り扱う場合、およびお客様の個人情報を第三者へ提供する場合は、原則として書面によりお客様ご本人の同意をいただいた上で行います。

- (1) 各種保険契約のお引き受け・ご継続・維持管理
- (2) 保険金・給付金等のお支払い
- (3) 当社、グループ会社・提携会社の各種商品・サービスのご案内・提供、維持管理
- (4) 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知、再保険金の請求
- (5) 当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- (6) その他保険に関連・付随する業務

なお、特定個人情報等は、マイナンバー法により利用目的が限定されており、当社は、その目的を超えて取得・利用しません。

2. 個人情報の取得

当社は、上記利用目的に必要な範囲内で適法・適切な手段により個人情報（氏名・生年月日・住所・性別・電話番号・職業・健康状態等）を取得します。

主な取得方法としては、保険契約申込書等による入手や、各種商品・サービスに関する資料をご請求いただいた際に、電話・その他通信媒体等を通じて入手する方法があります。

なお、各種コールセンターやフリーダイヤル、当社の本社・支社窓口とのお電話につきましては、当社業務の運営管理およびサービス充実等、当社の利用目的の達成に必要な範囲にて録音させていただくことがあります。

3. 個人情報の管理

当社は、お客様の個人情報の管理にあたっては正確かつ最新の内容に保つよう努めます。

また、個人情報への不正なアクセス、および個人情報の紛失、盗難、改ざん、漏えい等の防止のため、各種安全管理措置を講じるとともに、個人情報の取扱いに関する方針や規定等を継続的に見直し、必要に応じて適宜改善を行います。

4. グループ会社との共同利用

オリックスグループは連結経営のもと、グループの総合力に

よりお客様の多様な要請にお応えしていることから、当社が保有するお客様の個人データは、以下に従って、当社とオリックスグループ各社が共同利用することがあります。

(1) 共同利用者

オリックスグループ各社

（オリックス株式会社ならびに法令等に基づくオリックス株式会社の連結決算および持分法適用の対象会社。なお、対象会社は「グループ会社一覧」（<https://www.orix.co.jp/grp/company/about/group/>）のうちの、「国内グループ会社」となります。）※対象会社は、変動します。

(2) 共同利用者の利用目的

共同利用者は、以下の目的で利用します。

当社およびオリックスグループ各社におけるリスクの管理等経営上必要な各種の管理を行うため。

(3) 共同利用する個人データの項目

個人の氏名、住所、生年月日、性別、電話番号その他の上記(2)の「共同利用者の利用目的」達成のために必要な個人情報に関する情報

(4) 個人データの管理について責任を有する者

〒100-0004 東京都千代田区大手町2-3-2
大手町プレイス イーストタワー
オリックス生命保険株式会社

5. 情報交換制度等について

当社は、健全な生命保険制度の維持・発展のため、以下の制度に基づき一般社団法人生命保険協会、生命保険会社等との間で保険契約に関する個人データ（被保険者名、死亡保険金額、入院給付金日額等）を共同利用します。

① 契約内容登録制度・契約内容照会制度

② 医療保障保険契約内容登録制度

③ 支払査定時照会制度

※各制度の詳細につきましては一般社団法人生命保険協会のウェブサイト（<https://www.seiho.or.jp/>）をご覧ください。

6. 個人情報の外部への提供

当社は、次の場合を除いて、保有するお客様の個人情報を外部へ提供しません。

(1) お客様の同意を得ている場合

(2) 法令に基づく場合

(3) お客様または公共の利益のために必要であると考えられる場合

(4) 上記利用目的の達成に必要な範囲内において、当社代理店を含む業務委託先等に提供する場合

(5) 個人情報を共同利用する場合

(6) 保険制度の健全な運営に必要であると考えられる場合

(7) その他の正当な理由がある場合

なお、特定個人情報等については、マイナンバー法で認められている場合を除き、第三者に提供しません。

7. 個人データの取扱いの委託

当社では、よりよいサービスをご提供するために、業務を外部に委託することがあり、その際、個人データの取扱いの全部または一部を委託する場合があります。委託先の選定に際しては、委託先においても個人データの管理、秘密保持、再委託の制限、お客さまの個人データの漏えい防止等に関して、適切な取扱いがなされているかどうかについて基準を定めて慎重に評価しており、その評価に基づいて選定し、管理を行っています。

8. 再保険における個人情報の取扱いについて

当社では、当社と契約者との間の保険契約について、引受リスクを適切に分散するために再保険を行うことがあります。再保険会社における当該保険契約の引受け、継続・維持管理、保険金・給付金等支払いに関する利用のために、再保険の対象となる保険契約の特定に必要な契約者の個人情報のほか、被保険者氏名、性別、生年月日、保険金額等の契約内容に関する情報、および告知内容、検診内容等の健康状態に関する情報など当該業務遂行に必要な個人情報を当社が再保険会社に提供することがあります。

9. 匿名加工情報の取扱い

当社は、匿名加工情報を作成する場合は、法令で定める基準に従い適正に加工します。作成したときは、加工方法等の安全管理措置を講じるとともに、匿名加工情報に含まれる情報の項目を公表します。また、匿名加工情報を自ら利用するときは、作成のもととなった個人情報の本人を識別するための行為はいたしません。

(注) 匿名加工情報とは、特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、個人情報保護法第2条第9項に定める匿名加工情報をいいます。

10. 個人情報の開示・訂正・追加・削除・利用の停止等

当社は、お客さまから個人情報の開示・訂正・追加・削除・利用の停止等のご請求があった場合は、業務の適正な実施に著しい支障をきたす等の特別の理由がない限り、お客さまご本人であることの確認を行った上で、適切に対応させていただきます。具体的な請求手続きにつきましては、以下問合せ窓口までご連絡ください。

問合せ窓口

個人情報の開示・訂正・追加・削除・利用の停止等に関するご請求や、個人情報の取扱いに関する各種お問合せは、下記窓口にて承っています。

オリックス生命保険株式会社 個人情報問合せ窓口

 **0120-227-780**

受付時間 月曜～金曜 9:00 - 17:00

(土日・祝日・年末年始休み)

※このプライバシー・ポリシーにおける個人情報について

は、当社の代理店および従業者等の個人情報を対象としていません。

機微（センシティブ）情報〈要配慮個人情報を含む〉の取扱いについて

当社は、医療・健康情報等の機微（センシティブ）情報の利用目的を業務の適切な運営の確保その他必要と認められるものに限定しています。

また、機微（センシティブ）情報については、限定している目的以外では利用しません。

◇最新のプライバシー・ポリシーは当社のウェブサイトをご確認ください。

他の生命保険会社等との保険契約等に関する個人情報の共同利用について

当社は、生命保険制度が健全に運営され、保険金および入院給付金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、「契約内容登録制度」、「契約内容照会制度」および「支払査定時照会制度」に基づき、つぎのとおり、当社の保険契約等に関する所定の情報を特定の者と共同して利用しております。

「契約内容登録制度・契約内容照会制度」について

お客さまの契約内容が登録され、ご契約のお引受けやお支払いの判断の参考とさせていただきます。

当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社*および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）とともに、保険契約もしくは共済契約または特約付加（以下「保険契約等」といいます。）のお引受けの判断あるいは保険金、給付金もしくは共済金等（以下「保険金等」といいます。）のお支払いの判断の参考とすることを目的として、「契約内容登録制度」（全国共済農業協同組合連合会との間では「契約内容照会制度」といいます。）に基づき、当社の保険契約等に関する下記の登録事項を共同して利用しております。

保険契約等のお申込みがあった場合、当社は、一般社団法人生命保険協会に、保険契約等に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、保険契約等をお引受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。

一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について保険契約等のお申込みがあった場合または保険金等のご請求があった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、保険契約等のお引受けまたはこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とさせていただきますために利用されることがあります。

【登録事項】

- (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
- (2) 死亡保険金額、災害死亡保険金額および収入保障年金の現価額（一括支払による金額）
- (3) 入院給付金の種類および日額
- (4) 契約日、復活日、復旧日、増額日および特約の中途付加日

(5)取扱会社名

その他、正確な情報の把握のため、ご契約および申込みの状態に関して相互に照会することがあります。

※「契約内容登録制度・契約内容照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会のウェブサイト (<https://www.seiho.or.jp/>) の「加盟会社」をご参照ください。

「支払査定時照会制度」について

保険金、年金または給付金のご請求に際し、お支払いや契約の解除等の判断の参考とすることを目的として、お客さまの契約内容等を利用させていただくことがあります。

当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社*、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）とともに、保険金、年金もしくは給付金のお支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等（以下「保険契約等」といいます。）の解除、取消もしくは無効の判断（以下「お支払い等の判断」といいます。）の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」に基づき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する下記の相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。

保険金、年金または給付金（以下「保険金等」といいます。）のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、相互照会事項の全部または一部について、一般社団法人生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会し、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること（以下「相互照会」といいます。）があります。

相互照会される情報は下記の相互照会事項に限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会に基づき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするために利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。

【相互照会事項】

つぎの事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後5年を経過した契約に係るものは除きます。

- (1)被保険者の氏名、生年月日、性別、住所（市・区・郡までとします。）
- (2)保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故（これらの事項は、照会を受けた日から5年以内のものとしてします。）
- (3)保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法

※「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会のウェブサイト (<https://www.seiho.or.jp/>) の「加盟会社」をご参照ください。



ORIX

オリックス生命保険株式会社

〒100-0004 東京都千代田区大手町2-3-2
大手町プレイス イーストタワー

ORIX 2019-C-166



30LF23